別表最高裁判所の項中

| | |
|---|---|
| 司法研修所の課長<br>裁判所職員総合研修所教官<br>裁判所職員総合研修所の課長<br>最高裁判所図書館の課長 | 三種 |

を

| | |
|---|---|
| 裁判所職員総合研修所教官<br>司法研修所の課長<br>裁判所職員総合研修所の課長<br>最高裁判所図書館の課長 | 三種（最高裁判所が別に定める場合にあつては一種、二種又は四種） |

に改める。

**附　則**

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

最高裁判所長官　大谷　直人

**○最高裁判所規則第四号**

裁判所職員の留学費用の償還に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十六日

最高裁判所

裁判所職員の留学費用の償還に関する規則の一部を改正する規則

裁判所職員の留学費用の償還に関する規則（平成十八年最高裁判所規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第百四条第四項第二号」を「第百四条第七項第二号」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の裁判所職員の留学費用の償還に関する規則第三条第二号の規定の適用については、同号に規定する大学院の課程には、この規則による改正前の裁判所職員の留学費用の償還に関する規則第三条第二号に規定する大学院の課程（学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）による改正前の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四条第四項第二号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められていたものに限る。）を含むものとする。

最高裁判所長官　大谷　直人

# 府令

**○内閣府令第八号**

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十号）の施行に伴い、農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づく公聴会等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年三月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づく公聴会等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づく公聴会等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 日本農林規格等に関する法律の規定に基づく公聴会等に関する内閣府令<br>（公聴会）<br>**第一条**　日本農林規格等に関する法律（以下「法」という。）第五十九条第五項において準用する法第九条第二項の規定により公聴会の開催を請求する者は、次に掲げる事項を記載した公聴会開催請求書（正副三通）を内閣総理大臣に提出しなければならない。<br>［一～四　略］<br>（法第六十五条第四項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明）<br>**第十条**　法第六十五条第六項の証明書は、別記様式による。<br>（都道府県知事又は指定都市の長の行う命令の内容の報告）<br>**第十一条**　日本農林規格等に関する法律施行令第十九条第四項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。<br>一　命令をした取扱業者（法第十条第一項に規定する取扱業者をいう。）の氏名又は名称及び住所<br>［二～五　略］ | 農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づく公聴会等に関する内閣府令<br>（公聴会）<br>**第一条**　農林物資の規格化等に関する法律（以下「法」という。）第十九条の十三第五項において準用する法第十三条第二項の規定により公聴会の開催を請求する者は、次に掲げる事項を記載した公聴会開催請求書（正副三通）を内閣総理大臣に提出しなければならない。<br>［一～四　同上］<br>（法第二十条第三項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明）<br>**第十条**　法第二十条第四項の証明書は、別記様式による。<br>（都道府県知事又は指定都市の長の行う命令の内容の報告）<br>**第十一条**　農林物資の規格化等に関する法律施行令第十二条第四項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。<br>一　命令をした製造業者等（法第十四条第一項に規定する製造業者等をいう。）の氏名又は名称及び住所<br>［二～五　同上］ |